

若年層定住促進奨励金制度（概要）

石川県白山市

45歳未満で、白山市に新築住宅を建築または購入する方に、奨励金を交付します。

※他の定住促進奨励金、三世帯同居・近居促進事業補助金との併用はできません。

1. 対象となる人（次の(1)(2)いずれにも該当する方）

- (1) 申請者本人または配偶者が申請時に45歳未満であること【年齢要件】
- (2) 新築住宅の取得に係る償還期間が10年以上の住宅ローンがあること

申請者は住宅ローンを借りる方です。夫婦による連帯債務の場合は連名で申請してください。

2. 対象となる住宅（次の(1)~(3)いずれにも該当するもの）

- (1) 自ら居住するための新築一戸建て住宅・併用住宅
- (2) 住宅の敷地面積が150㎡以上のもの
- (3) 延床面積が75㎡以上、280㎡以下のもの

*インナーガレージやそれに類するもの、併用住宅の店舗や事務所部分は床面積に含みません

3. 奨励金額

30万円（住宅ローン金額の10%以内）

4. 申請時期

- ・注文住宅を新築する場合・・・建築工事に着手する前
- ・建売りの新築住宅を購入する場合・・・引き渡し後、入居してから3か月以内

5. 必要書類等

(1) 計画認定申請時（注文住宅の建築工事に着手する前）※建売り住宅購入の方は不要

- ① 若年層定住促進奨励金計画認定申請書（様式第1号）← ①の様式はHPからダウンロードできます
- ② 申請者の住民票（「本籍・続柄」記載のもの）
*夫婦での連帯債務の場合や年齢要件を満たすのが本人ではなく配偶者の場合は、夫婦2人の住民票が必要（世帯全員でも可）
- ③ 付近見取図、建物配置図、各階平面図、敷地面積および延床面積の求積図（表）
- ④ 建築確認済証のコピー
- ⑤ 住宅ローンを借りることがわかる書類のコピー
*住宅ローンの申込書や事前審査申込書など

住宅ローン「フラット35」を利用予定で18歳未満のお子様がいる場合、金利の優遇を受けられる場合があります。詳しくは定住支援課までお問い合わせください。

(2) 交付申請(実績報告)時（注文住宅の完成・引渡し後）※建売り住宅を購入した方はコチラ

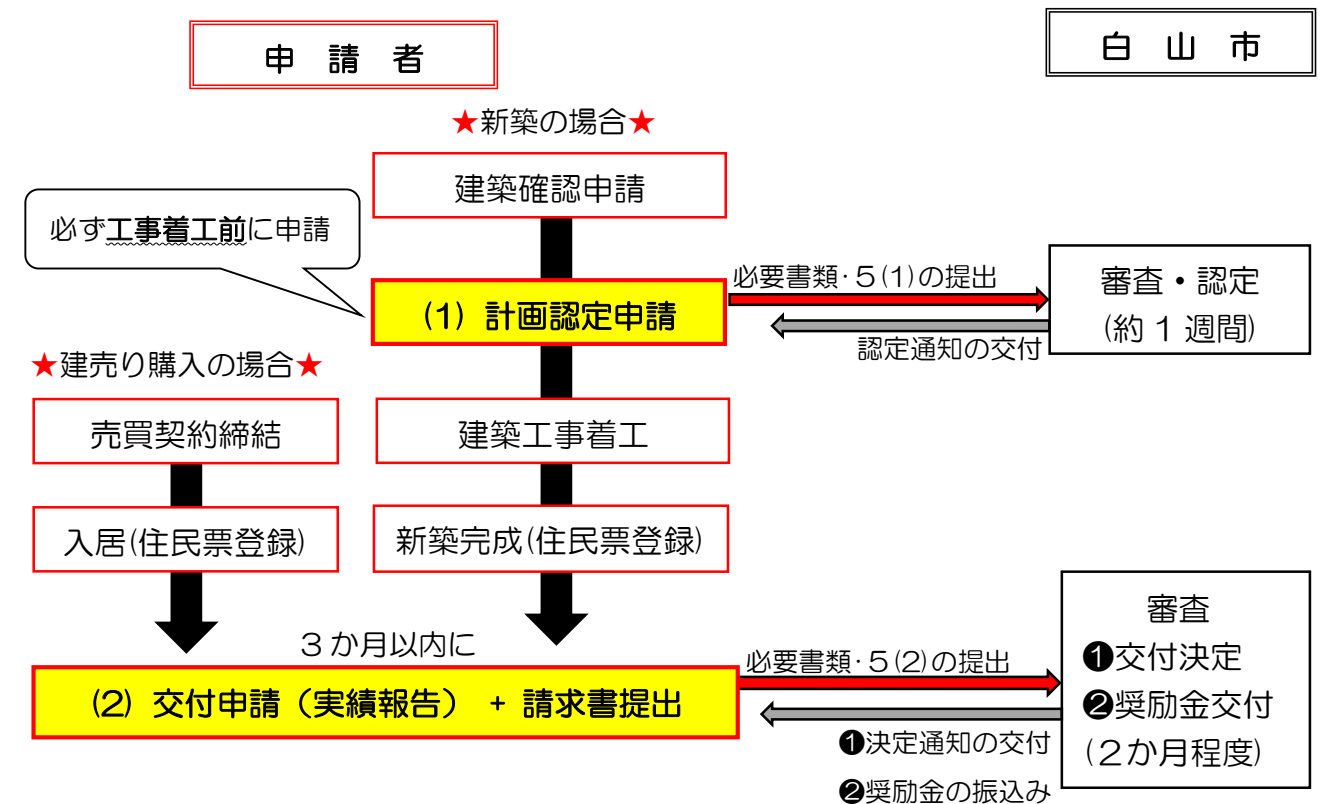
- ① 若年層定住促進奨励金交付申請（実績報告）書（様式第3号）
- ② 誓約書（様式第4号）
- ③ 若年層定住促進奨励金請求書（様式第6号）
*振込先通帳のコピーを添付（支店名、口座番号、名義記載のページ）
- ④ 定住促進支援制度アンケート
- ⑤ 世帯全員の住民票（住所変更後のもので、「本籍・続柄」記載のもの）
- ⑥ 住宅ローン契約書のコピー（金銭消費貸借契約証書）
- ⑦ 工事請負契約書または売買契約書のコピー
- ⑧ 建築検査済証のコピー
- ⑨ 前年の「納税証明書（市県民税）」または「市税を滞納していないことの証明書」
・前年1月1日の住所地が白山市外の方：納税証明書(前年1月1日の住所地の役所で取得)
・前年1月1日の住所地が白山市の方：市税を滞納していないことの証明書(2階納税課で取得)
*夫婦での連名申請の場合、2人分の証明書が必要
- ⑩ その他、市長が必要と認める書類

①~④の様式はHPからダウンロードできます

新築の建売り住宅を購入した方は、↓の⑪も必要

- ⑪ 付近見取図、配置図、各階平面図、敷地面積および延床面積の求積図（表）

6. 手続きの流れ



【問い合わせ先】

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 白山市役所 企画振興部 定住支援課
TEL:076-274-9568 FAX:076-274-9518 Email: teiju@city.hakusan.lg.jp